

登録商標「新極真会」無効不成立審決取消請求事件：知財高裁平成 21(行ケ)10038・平成 21 年 10 月 30 日(2 部)判決 認容 審決取消

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 1 0 号, 周知商標

【事 実】

1 本件は, 被告 Y が有する下記商標登録(本件商標)について原告が商標法(以下「法」という。)4 条 1 項 7 号, 8 号, 1 0 号, 1 5 号, 3 条 1 項柱書に基づき商標登録無効審判請求をしたところ, 特許庁が請求不成立の審決をしたことから, 原告(特定非営利活動法人 全世界空手道連盟 新極真会)がその取消しを求めた事案である。

(商標)



(指定商品)

第 2 5 類

「被服, 空手衣」

2 争点は, 被告の有する本件商標が高度の悪意を持って出願されたもので公序良俗を害するおそれがある商標であるか(法 4 条 1 項 7 号), 本件商標が原告の著名な略称を含む商標に該当するか(法 4 条 1 項 8 号), 本件商標が他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている原告使用標章に類似する商標であって, その商品又は類似する商品について使用するものに該当するか(法 4 条 1 項 1 0 号), 本件商標が原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標に該当するか(法 4 条 1 項 1 5 号), 被告に本件商標を使用する意思があるか(法 3 条 1 項柱書き), である。

3 (1) 特許庁における手続の経緯

被告は, 平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日, 本件商標について商標登録出願をし, 平成 1 9 年 1 1 月 1 9 日に登録査定を受け, 平成 2 0 年 1 月 1 1 日に特許庁から商標登録第 5 1 0 3 5 0 1 号として設定登録を受けた。

これに対し原告は, 平成 2 0 年 5 月 2 日, 法 4 条 1 項 7 号(公序良俗違反)・ 8 号(著名略称違反)・ 1 0 号(周知標章違反)・ 1 5 号(混同のおそれ)・ 3 条 1 項柱書(使用意思欠如)を理由に本件商標の商標登録無効審判を請求(甲 2 8)したので, 特許庁は, 同請求を無効 2 0 0 8 - 8 9 0 0 3

6号事件として審理した上、平成21年1月7日、「本件審判の請求は、成り立たない。」旨の審決をし、その謄本は平成21年1月19日原告に送達された。

(2) 審決の内容

審決の内容は、別添審決写しのとおりである。その理由の要点は、本件商標は上記各法条のいずれにも違反したとはいえないから無効とすることはできない、というものである。

【判 断】

1 請求原因(1)(特許庁における手続の経緯)、(2)(審決の内容)の各事実は、当事者間に争いが無い。

2 本件における事実関係

証拠(甲8~13, 15, 16, 17の1・2, 18, 19の1~30, 20の1~46, 21の1~19, 22の1~4, 23, 26, 27, 33の1~3, 34, 35, 36の1~17〔各枝番含む〕, 37, 38, 40の1~47〔各枝番含む〕, 41~47, 48の1~7〔各枝番含む〕, 49~55, 56の1~21, 57, 58, 59~65の各1・2, 66, 67~99, 101~116, 118~140, 142~249, 251~255)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) Aは、極真空手と呼ばれる空手の流派の創始者であり、昭和39年、同空手に関する団体として国際空手道連盟極真会館(極真会館)を設立し、平成6年4月26日の死亡時まで、その代表者として、極真会館の館長ないし総裁と呼ばれていた。Aが死亡した平成6年4月当時、極真会館は、日本国内において、総本部、関西本部のほか、55支部、550道場、会員数50万人を有し、世界130か国、会員数1200万人を超える勢力に達しており、極真会館は、毎年、「全日本空手道選手権大会」及び「全日本ウェイト制空手道選手権大会」との名称を付した極真空手の大会を開催すると共に、4年に1度、「全世界空手道選手権大会」との名称を付した極真空手の大会を開催していた。

(2) Aの死亡後、平成6年5月10日に開催された極真会館の支部長らで構成される支部長会議においてBが極真会館の館長に就任することが承認されたが、その後Aの相続人らをはじめ、Bの活動を批判する者達による反発が高まり、ついには支部長会議においてBが館長から解任されるなどして、生前の極真会館における支部長等は各派に分かれるに至った。支部長会議においてBについて解任決議がされた平成7年4月5日の時点における極真会館の勢力関係は、Bを支持する支部長又は直轄道場責任者はBを含めて12人

(「B派」と呼ばれた。), Aの妻であるCを支持する支部長は9人(「遺族派」と呼ばれ,後に「宗家」の他に「D派」と称するようになった。),前記の支部長会議においてBを解任した勢力を支持する支部長又は直轄道場責任者は30人であった(「支部長協議会派」と呼ばれた)。

上記各派は,いずれも自派が極真空手を正当に承継するものであるとして,極真会館を名乗って,道場の運営を行い,従前,極真会館が行っていたものと同一名称の極真空手の大会を開催するなどした。

- (3) 原告は,支部長協議会派を前身とし,原告代表者であるEの名から「E派」とも呼ばれていたが,極真会館の分裂後も「極真会館」として活動し,平成12年10月10日付けで「特定非営利活動法人国際空手道連盟極真会館」との名称で法人登録をした。

しかし,極真会の商標を巡り原告とB,原告と被告ら遺族,被告ら遺族とBとの間に紛争が発生し,原告とB等との間の訴訟における裁判上の和解(平成15年4月15日成立,甲31)の結果,原告は平成15年10月14付けで名称を「特定非営利活動法人全世界空手道連盟新極真会」(現名称)へと変更することとなった。

原告は上記新名称への変更について平成15年7月11日に赤坂プリンスホテルにおいて記者発表を行った。その際に原告が発表した平成15年5月当時の原告の組織概要は,世界組織が加盟国63か国,公認支部数145支部,支部長数143名,総会員数4万名であり,国内組織が総本部直轄道場14道場,支部数33支部,公認道場数11道場,全国道場総数360道場(平成15年4月現在),支部長数31名,道場責任者数25名,国内総会員数1万5000名(平成15年4月現在)であった。上記記者発表は多くのスポーツ紙各紙や雑誌に掲載され,またテレビでも放映された。

- (4) 原告と被告ら遺族ら等とは,Aの肖像権使用に関して民事訴訟で争ったことがあり,同訴訟は,平成15年3月27日に成立した東京地裁平成12年(ワ)第20469号事件の訴訟上の和解において,原告が和解金500万円を支払うことで結着した(なお,被告が本件商標出願をしたのは,前記のとおり,その後の平成16年10月22日である)。

- (5) 原告は,平成20年3月現在,全国500以上の道場等において極真空手を教授し,国内の総会員数は約2万人,海外にも73カ国,総会員数約7万人の会員である(甲12,13,151)。

また原告は,平成15年以降現在に至るまで,新極真会として毎年全日本大会を開催するほか,2年毎に世界各国から代表を迎えて「世界大会」ないし「ワールドカップ」として世界的な規模の選手権大会を開催しており,その様子はテレビや雑誌等でも数多く取り上げられ,その他,新極真会の活動

や新極真会に所属する選手等の記事や広告等は雑誌等に多数掲載され、自らも機関誌である「空手LIFE」を毎月発行し（発行部数は約1万部）、空手の普及や原告の活動の周知に努めてきた。

さらに原告は、空手の胴着や帯、Tシャツ等に原告の団体名を毛筆体で「新極真會」と書して成るロゴ（下記のとおり）を付して販売しており、上記テレビや雑誌等における原告の会員らの多くは同ロゴの付された胴着やTシャツを着用していた。

記



3 事案に鑑み、本件商標の法4条1項10号該当性について判断する。

上記2に認定した事実によれば、原告は、Aが死亡した後に分裂した極真会館において、Aの創設した極真空手を教授すること等を目的として支部長協議会派に所属した支部長らを中心に設立された団体であるところ、平成15年4月ないし5月当時の原告の組織概要は、世界組織が加盟国63か国、公認支部数145支部、支部長数143名、総会員数4万名であり、国内組織が総本部直轄道場14道場、支部数33支部、公認道場数11道場、全国道場総数360道場（平成15年4月現在）、支部長数31名、道場責任者数25名、国内総会員数1万5000名という大規模なものであったこと、原告は平成15年7月11日に、名称を「極真会館」から「新極真会」へと改めることを記者発表するとともに、本件商標の出願時（平成16年10月22日）までに新団体名称の主催で世界大会（第8回・平成15年10月4日～5日）を開催したほか、その後も登録査定時（平成19年11月19日）までに継続的に新団体名称の主催で全日本大会や世界大会を開催するなどして、極真空手及び新極真会の名称の浸透を図っており、これらの結果、原告は日本全国のみならず世界各国において更に多くの会員を獲得していること、また、上記の大会の開催予定や結果はテレビや雑誌等において頻繁に採り上げられており、これもまた原告

の名称の浸透や極真空手を教授する活動の認知に貢献していることが認められ、以上によれば、新極真会との原告の名称は、本件商標の出願時（平成16年10月22日）及び登録査定時（平成19年11月19日）において、原告の業務に係る役務を表示するものとして、空手やスポーツを愛好する者に周知であったと認めることができる。

そして、上記2のとおり、原告は、本件商標の指定商品である被服、空手衣に相当する空手の胴着や帯、Tシャツに原告の団体名を毛筆体で「新極真會」と書して成る標章を付して販売するとともに、上記テレビや雑誌等において原告の会員らがこれら標章の付された胴着やTシャツを着用した姿で頻繁に紹介されていることが認められ、そうすると、「新極真會」との標章は、本件商標の出願時（平成16年10月22日）及び登録査定時（平成19年11月19日）において、原告を表示するものとして空手を志す需要者の間に広く認識されていたと認められる。

一方、本件商標は、前記第2の1のとおり、



新 極 真 会  
SIN KYOKUSINKAI

というものであり、上段に「新」と「極真会」との間をやや空けて「新極真会」と書し、下段に「SIN」と「KYOKUSINKAI」との間をやや空けて「SINKYOKUSINKAI」と書して成るものであるのに対し、原告が使用する標章は、上記のとおり、毛筆体で「新極真會」と書して成るものであるが、両者は文字間の懸隔や書体ないし字体において差異はあるものの、いずれも容易に一体として「シンキョクシンカイ」との称呼を生じ、かつ、極真空手を教授する新たな団体との観念を生じるものであるから、本件商標は上記原告が使用する標章に類似するものと認められる。またその指定商品も上記のとおり「被服、空手衣」であって、原告の販売する胴着やTシャツと同一又は類似であると認められる。

以上からすると、本件商標登録は、「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するもの」として法4条1項10号に該当するものと認められるから、本件商標は無効といわなければならない。

なお、被告は、過去にAの弟子で極真会館から独立した者はAに関連する「極真」との語やAの写真等を使用することはなかった旨や、Aの娘である被告は現に「国際空手道連盟極真会館」との名称で道場を運営するとともに、A

記念館を経営して生計を立てているところ、新極真会と極真会館は組織が違う以上互いに明確に住み分けるべきであり、「極真」の文字が入った商標を被告の運営する極真会館以外に使用されることは許すべきでないなどと主張するが、原告組織の規模や活動状況等に照らせば、「新極真會」との標章が原告を表示するものとして空手を志す需要者の間に広く認識されていたと認められ、したがって、本件商標登録が法4条1項10号に該当すると認めるべきことは上記のとおりであって、被告の主張する前記事情は上記認定を左右するものではない。

#### 4 結論

そうすると、本件商標登録は法4条1項10号に違反するものではないとした審決の認定判断は誤りであることになるから、その余について判断するまでもなく、審決は違法として取消しを免れない。

よって、原告の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

#### 【論 説】

1．この事案は、空手の一流派の創始者が設立した会の名称をめぐり、創始者の死後に、その名称を独占しようとする遺族とその利害関係者との間に起きた登録商標の有効性をめぐる事件で、よくある事案である。例えば、F-19では、箏曲の家元著名の商標登録をめぐり、商標権侵害となるか否かが争われた事件を紹介している。

2．さて、本件登録商標は創始者〇の遺族が「新」を付して出願して登録したものであるところ、これに対し同様の名称を使用していた無効審判請求人（原告）は、本件商標は原告の周知商標であること（法4条1項10号）のほか、法4条1項7号、8号、15号、法3条1項柱書への適用を理由として審決取消請求をしたところ、高裁は、法4条1項10号のみによって無効理由ありと認定したのである。

この事件は、当事者間ではすでに東京地裁において和解（平成15年3月27日）をし、原告が被告に対し和解金を支払うことで結着したにもかかわらず、被告はその後の平成16年10月22日に本件商標の出願をしたのである。これは、実質的には和解による紛争解決に違反する行為であった。

3．また、原告は、その後みずから主催した世界大会などを挙行したり、記事や広告等を各誌に掲載している事実を証明した。

結局、被告による本件商標の登録行為は、創始者の死去後の原告の使用による周知商標化によって、その指定商品については無効とされるべきであること

が証明されたといえるのである。

4．なお、本件判決によって本事件は特許庁審判部に差戻されたので、審判部で無効2008-890036事件は再度審理された結果、次のとおり審決されて登録無効が確定した。(この分については、2012年3月1日追加)

**【事件の表示】**

上記当事者間の登録第5103501号商標の商標登録無効審判事件についてされた平成21年1月7日付け審決に対し、東京高等裁判所において審決取消の判決(平成21年(行ケ)第10038号、平成21年10月30日判決言渡)があったので、さらに審理のうえ、次のとおり審決する。

**【結 論】**

登録第5103501号の登録を無効とする。

審判費用は被請求人の負担とする。

〔牛木 理一〕